



KAWASAKI CITY

自転車・バイクの 放置をなくして

安全で快適な まちづくり

自転車・バイクの放置は、
歩行者、障害者の通行障害、救急・消防活動への障害となります。



市内の各駅周辺には、通勤・通学あるいは買い物などのため、多くの自転車やバイクが集中しています。

自転車やバイクは大変便利な乗物ですが、ひとたび路上や駅前広場などに放置されると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすなど、市民生活にさまざまな問題が生じます。

これらの対策として、川崎市では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、昭和62年10月から施行しています。

この条例の趣旨は、自転車やバイクの秩序ある利用の促進を図り、市民一人ひとりが安全で住みよい生活環境を維持向上させようとするものです。

放置問題を解決するには、市民一人ひとりの心がけが大切です。利用にあたっての社会的ルールの確立が必要となります。

平成6年6月の「改正自転車法」の施行に伴い、「川崎市自転車等駐車対策協議会条例」を平成7年4月から施行し、鉄道事業者、警察、商店会や地元関係者を含めて、放置問題の解決に向け、一団となって努力しているところです。

自転車・バイクを放置しないよう市民の皆様のご理解と、ご協力をお願いします。

市内の鉄道駅





KAWASAKI CITY

自転車等放置禁止区域

禁止区域に放置された自転車等は即時撤去の対象となります

武蔵小杉駅

昭和 62 年 10 月 1 日指定



- ① JR武蔵小杉駅自転車等第1駐車場
- ② JR武蔵小杉駅自転車等第2駐車場
- ③ 民営駐車場（JR東日本）
- A 東急武蔵小杉駅自転車等第1駐車場
- B 東急武蔵小杉駅自転車等第2駐車場
- C 東急武蔵小杉駅自転車等第3駐車場
- D 東急武蔵小杉駅自転車等第4駐車場
- E 民営駐車場（東急）
- F 民営駐車場（東急）
- G 民営駐車場（東急）

放置禁止区域

自転車等駐車場

自転車等駐車場（無料）

武蔵小杉駅自転車等駐車場管理事務所 ①②(A)(B)(C)(D) ☎733-0227
 民営駐車場（JR東日本）③ ☎722-4047
 民営駐車場（東急電鉄）(E)(F)(G) ☎422-5543

新丸子駅

昭和 62 年 10 月 1 日指定



放置禁止区域

自転車等駐車場

- A 民営駐車場（東急）

民営駐車場（東急電鉄）☎711-1193



武蔵新城駅

平成7年1月1日指定



放置禁止区域

自転車等駐車場

① 武蔵新城駅自転車等駐車場

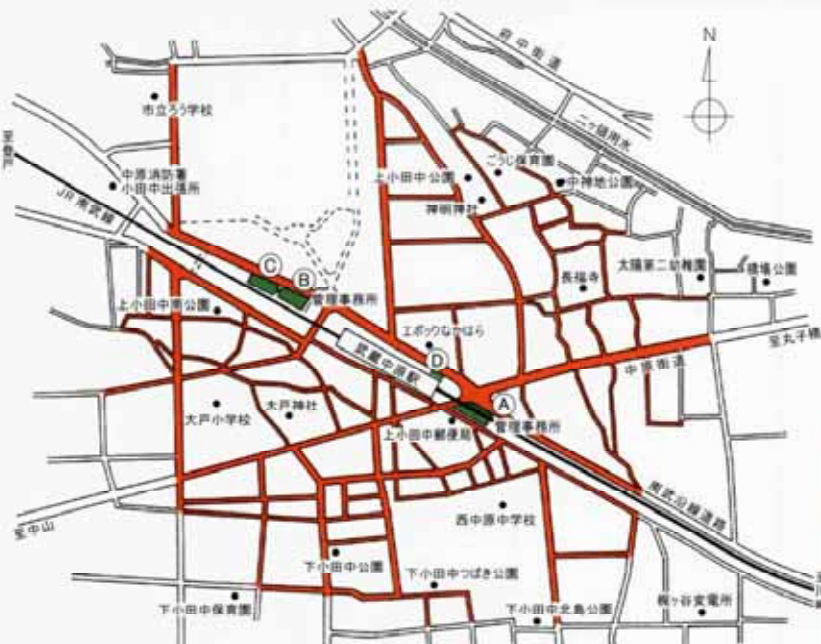
② 民営駐車場 (JR 東日本)

武蔵新城駅自転車等駐車場管理事務所 ☎755-4315

民営駐車場 (JR 東日本) ☎754-6862

武蔵中原駅

平成7年1月1日指定



放置禁止区域

自転車等駐車場

① 武蔵中原駅自転車等第1駐車場

② 武蔵中原駅自転車等第2駐車場

③ 武蔵中原駅自転車等第3駐車場

④ 武蔵中原駅自転車等第4駐車場

武蔵中原駅第1自転車等駐車場管理事務所 ①④ ☎799-3571

武蔵中原駅第2自転車等駐車場管理事務所 ②③ ☎799-2932



元住吉駅

昭和 63 年 12 月 1 日指定

放置禁止区域

自転車等駐車場

自転車等駐車場(無料)



- Ⓐ 元住吉駅渋谷自転車第1駐車場
- Ⓑ 元住吉駅渋谷自転車第2駐車場
- Ⓒ 元住吉駅渋谷自転車第3駐車場
- Ⓓ 元住吉駅渋谷自転車等第4駐車場
- Ⓔ 元住吉駅車庫前自転車駐車場
- Ⓕ 元住吉駅関東労災横自転車駐車場
- Ⓖ 元住吉駅臨時自転車駐車場

元住吉駅第1自転車等駐車場管理事務所 Ⓐ ☎434-9531
 元住吉駅第2自転車等駐車場管理事務所 ⒷⒸⒹ ☎434-9532

向河原駅

平成 18 年 4 月 1 日指定

放置禁止区域

自転車等駐車場



- Ⓐ 向河原駅自転車等駐車場

向河原駅自転車等駐車場管理事務所 Ⓐ ☎430-0052

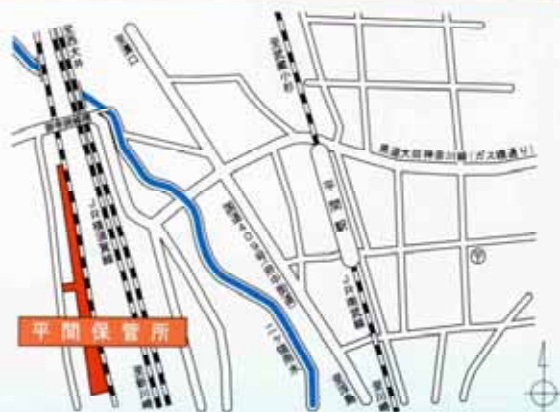
撤去した自転車・バイクは
次の保管所で保管します



平間自転車等保管所

幸区鹿島田 222-9

☎422-9339



みんなでなくそう

放置自転車

放置バイク



「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」により、放置のない住みよい安全なまちづくりのために、次のことをご理解いただき、一人ひとりが放置自転車・放置バイクをなくすようご協力をお願いします。

自転車等放置禁止区域に指定された区域内の駐輪場については、原則として有料となっています。

【利用時間】

一部の駐輪場を除いて、24時間使用可能です。

【利用対象】

自転車と原動機付自転車及び排気量125ccまでの自動二輪車です。

【利用方法】

定期利用と、一時利用があります。定期利用には、1箇月と3箇月があります。申込みは自転車等駐輪場管理事務所で受け付けています。

詳しい利用時間、利用方法については、各自転車等駐輪管理事務所へお問い合わせください。

放置しないで、駐輪場の利用をお願いします。

自転車・バイクは、放置しないで、駐輪場をご利用ください。

(川崎市の駐輪場は自転車・原動機付自転車・排気量125ccまでの自動二輪車が対象です)

駐輪をする際は、盗難防止のために二重の施錠をお願いいたします。

【有料駐輪場整理手数料表】

利用区分	利用対象	金額		
		屋根つき	屋根なし	
一時利用 1日1回	自転車	100円	80円	
	原付自転車 自動二輪車	130円	100円	
	自転車 原付自転車 自動二輪車	回数利用額及び利用券の種類 80円券11枚つづり 800円 100円券11枚つづり 1,000円 130円券11枚つづり 1,300円		
定期利用	1ヶ月	自転車	2,000円	1,500円
		原付自転車 自動二輪車	2,500円	2,000円
	3ヶ月	自転車	5,600円	4,200円
		原付自転車 自動二輪車	7,000円	5,600円

(平成19年4月1日現在)

※上記の料金表と違う駐輪場もございますので、詳しくは自転車対策室にお問い合わせください。TEL200-2304

自転車には必ず防犯登録をしてください。

自転車には、防犯登録が義務付けられています。お買い求めの際、又は最寄りの自転車店等で手続きをおとりください。

迷惑いっぱい 危険もいっぱい

撤去した自転車・バイクは、自転車等保管所で保管します。
なお、返還にあたっては、撤去・保管に要した費用の一部
を負担していただきます。

■自転車等保管所の引き取りできる時間 帯などは次のとおりです。

【引き取り時間】

午前11時から午後7時まで

【定休日】

月曜日・国民の祝日に関する法律に規定する
休日・年末年始（12/29～1/3）

【保管期間】

撤去告示後から1箇月間

■引き取りには、次のものがが必要です。

- (1) 自転車・バイクの鍵
- (2) 身分を証明できるもの（運転免許証等）
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管料

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- 「自転車等放置禁止区域」に指定された場所に放置されている自転車・バイクは、即時撤去します。
- 放置禁止区域以外の地域に放置されている自転車・バイクは、原則として3日間の警告後に撤去します。
- 放置禁止区域以外の地域でも、緊急時や安全上特に問題のある場合は、他の箇所への移動又は即時撤去します。
- ガードレール等の公共物にチェーン等で施錠してある自転車等は、チェーンを切断し撤去します。
- 撤去した自転車・バイクは、保管所で一箇月間保管します。
- 保管期間経過後は、売却処分または廃棄処分します。売却処分されたものは、撤去時から起算して6箇月間売却代金で保管します。この期間内に返還請求のあったものは売却代金で返還しますが、返還請求がないものについては、市に帰属されますので返還することはできません。



撤去に関することへのお問い合わせ先

< 各区役所地域振興課 >

川崎区役所地域振興課	TEL 201-3129
幸 区役所地域振興課	TEL 556-6658
中原区役所地域振興課	TEL 744-3158
高津区役所地域振興課	TEL 861-3148
宮前区役所地域振興課	TEL 856-3114
多摩区役所地域振興課	TEL 935-3149
麻生区役所地域振興課	TEL 965-5372

放置自転車に関することへのお問い合わせ先

川崎市建設局自転車対策室

TEL 200-2304

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地